

〔V〕交通事故・校内暴力事件等の取扱い（第三者加害行為事案）

加害者のある公務災害・通勤災害については、その取扱いが複雑です。

1 事故発生—被災職員・所属長は何をすべきか

☆ 相手方の確認

- ・住所・氏名・年齢・勤務先の確認
- ・交通事故の場合、自賠責保険会社と証明書番号・任意保険の有無と会社名の確認
- ・確認はできる限り、免許証等明らかにそうだとわかるものに基づいて行うこと

☆ 警察への届出

- ・事故の立証のため
- ・特に交通事故の場合は、法律上届出の義務がある
- ・また、交通事故を届出なければ、交通事故証明書の手入が不可能になり、立証が困難

☆ 事故の状況の確認

- ・できれば現場の写真を
- ・警察は民事不介入、資料を見せてはもらえない
- ・記憶の新しいうちに現場見取図や事故の経過を記録しておくこと
- ・目撃者や協力者が得られれば確保しておくこと
- ・加害者との折衝には、客観的資料こそ有効

☆ 治療を受ける

- ・軽いけがだと思っても必ず医師の診察を受け、診断書を交付してもらうこと
- ・受診時期を失すると事故との因果関係を問題にされ、不利な結果になることもある。

☆ 出費の記録

- ・領収証は必ず保管を……損害額算定の重要資料です。
- ・領収証が得られない出費は、記帳を

☆ 公務災害・通勤災害の

認定請求 8 ページ

以上、事故が発生し、さしあたりとるべき措置（損害賠償や災害補償の請求に関連して）を示しました。これらの事項は、いうまでもなく被災職員が行わなければならないことですが、認定請求や補償請求が所属長を経由し、所属長がこれに対して調査や証明をする必要があることを考えると、**所属長（公務災害事務担当者）が積極的に被災職員を援助することが必要です**。被災職員等と十分な情報交換を行い被災職員に十分な損害賠償や災害補償がなされるよう配慮してください。

なお、この時点で、**共済組合員証又は健康保険証**で治療を受けることは、トラブルの原因になるので絶対にしないでください。

2 治療費は誰が負担するか

(1) 方法

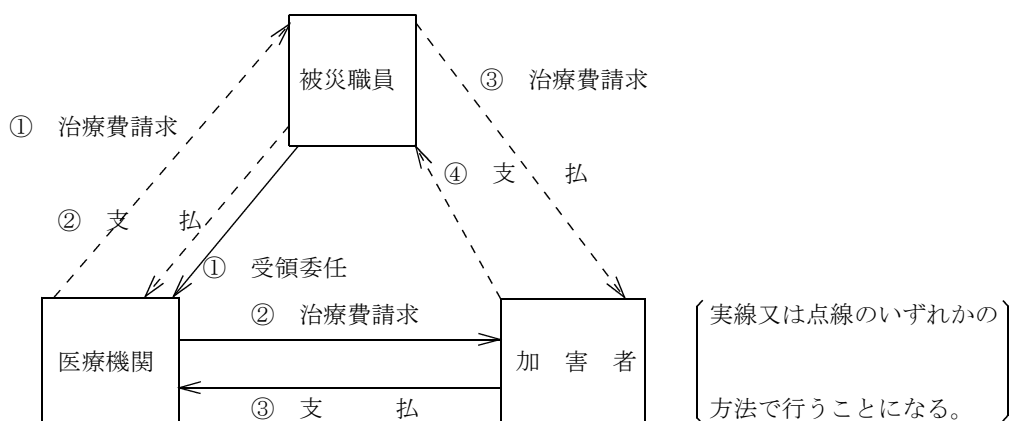
当面の措置が済むと、その次のポイントは治療費を誰が負担し、その取扱いはどうするかを検討したうえで、加害者や医療機関に連絡するなどの手続きが必要です。

加害者のある場合は、民事上の損害賠償と災害補償は重複して支払われないため、次の2つの治療費の支払方法のいずれにするかを決定する必要があります。

ア 賠償先行（示談先行）

加害者本人や保険会社（自賠責保険、任意保険）に支払ってもらう方法です。

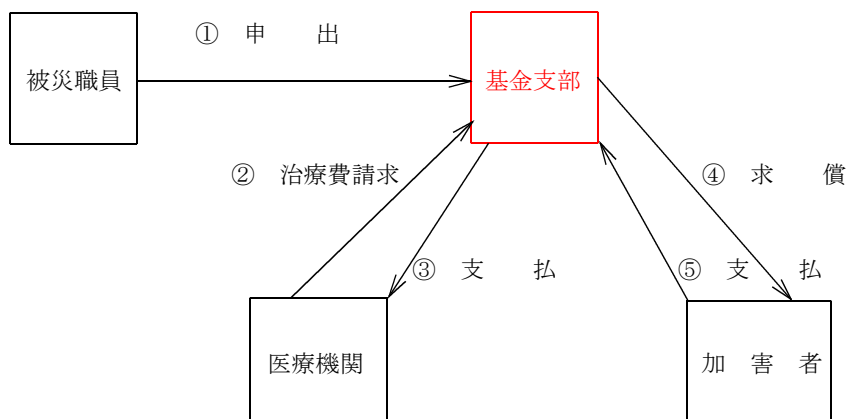
自動車事故で、慰謝料を含む損害総額が自賠責保険の範囲内で収まると見込まれる場合や、被災職員に過失がなく、加害者側が任意保険による全額支払いに応じている場合は、基金の補償の対象外である慰謝料、物損を含めた損害の調整、補填が迅速に行うことができ、被災職員にとってメリットになることがあります。



イ 補償先行

賠償先行ができない場合で、被災職員の申出に基づき、基金が支払う方法です。

補償先行を行うと、基金は加害者に損害賠償（治療費）の支払い請求をすることになるので、加害者は損害賠償責任を免れるということにはなりません。



(2) 補償先行を行う場合

補償先行は、加害者から速やかな損害賠償を受けることができないと見込まれる次のような場合に行います。

ア 加害者が不明の場合

イ 加害者が無資力の場合

ウ 治療費が高額になることが予想され、加害者（任意保険等）が希望する場合

— 加害者に依頼するポイント —

ア 治療費の額（現在の額及び将来において見込まれる額）を確認してください。

イ 補償先行について、医療機関の了解をとりつけてください。

エ 被災職員にも相当の過失がある場合

— ポイント —

交通事故などで、加害者が無過失を主張して事実確認書の提出を拒むような場合には、これに代えて、未提出理由書（様式任意）を提出してください。

オ 加害者が賠償に応じない場合

カ 加害行為が同僚の職務行為である場合

(3) 補償先行の決定とその後の手続き

基金は、提出された書類を審査のうえ補償先行の決定を行いますが、過失割合等について、加害者又は保険会社と交渉したうえで補償先行の妥当性を判断する場合があります。

通常の補償先行の決定は、公務災害・通勤災害の認定にあわせて行いますので、**認定通知書を受け取れば次の手続きを行ってください。**

ア 指定医療機関へ……療養の給付請求書（様式あり）を直ちに提出してください。

イ 上記以外の医療機関へ……療養補償請求書（様式あり）を直ちに提出してください。

以上の手続きが完了すれば、基金は医療機関へ治療費を支払います。

(4) 求 償

補償先行を実施すると、基金はその価額の限度において、被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し、それに基づき加害者又は保険会社に支払いの請求をしますが、これを求償といえます。→ 86 ページ

3 第三者加害行為事案とは

「第三者加害行為事案」とは、補償の原因である災害が第三者の不法行為によって生じた場合をいい、「交通事故」、「公務執行妨害事故」、「校内暴力事故」及び「飼犬による咬傷事故」などが典型的です。

(1) 第三者になる者

直接の加害者だけが第三者（＝損害賠償義務者）ではありません。

第三者とは「事故の結果生じた損害について、民法その他の法律の定めるところに従い、その損害を賠償する責任を負う者」です。第三者になると考えられるのは次の者などです。

- 事故の直接の加害者（民法第 709条）
- 業務中の従業員の加害行為における使用者（民法第 715条）
- 自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第 3条）
- 工事の注文主（民法第 716条）
- 責任無能力者の監督者（民法第 714条）
- 土地工作物の占有・所有者（民法第 717条）
- 動物占有者（犬の飼主等。民法第 718条）
- 被災職員の属する以外の地方公共団体（国家賠償法第 1条、第 2条）

(2) 第三者加害行為事案にならないもの

ア 野球のデッドボールや柔道訓練中に負傷した場合

スポーツはそのものに危険が内在し、当事者もそれを承知のうえで行っているため、相手に故意や重大な過失が認められなければ、正当行為として是認され、第三者加害行為事案になりません。

イ 被災職員の車が前の車に追突して負傷した場合

被災職員の一方的過失により生じた災害で、相手が無過失の場合は第三者加害行為事案になりません。

ただし、センターラインオーバーなど被災職員の過失が大きくても、相手方にも小さいながら過失がある（前方不注意等）場合には、第三者加害行為事案になります。

ウ 看護師が精神疾患患者に殴られて負傷した場合

精神疾患に罹患し、心身喪失状態にある者は**責任能力を有しない**と認められるため、第三者加害行為事案になりません。

責任能力

責任能力とは、その行為が道徳的に悪いということのほか、損害賠償の問題に及ぶことを理解する知能であるとされ、一般的には12歳を超えればこの知能は備わるものと考えられます。

4 加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係

(1) 損害賠償と災害補償との対応関係の概要を図示すると次のようになります。

	損 害 賠 償	災 害 補 償
傷 害	<p>— 治療関係費 — 医療機関へ支払う治療費、診断書料、看護料、通院費、入院室料等</p>	≡ 療 養 補 償
	<p>— 休業損害 — その災害による療養のために現実に収入を得られない場合、その得られなかった収入相当額</p>	≡ 休 業 補 償
	<p>— 傷病についての慰謝料 — 傷病により精神的苦痛を受けたことに対する賠償</p>	
後 遺 障 害	<p>— 後遺症による逸失利益 — 後遺症により失われた労働能力に対する賠償</p>	≡ 障害補償一時金 障害補償年金 障害補償年金前払一時金
	<p>— 後遺症による慰謝料 — 後遺症により精神的苦痛を受けたことに対する賠償</p>	
死 亡	<p>— 死亡による逸失利益 — 生きていたならば得られたであろうはずの収入</p>	≡ 遺族補償一時金 遺族補償年金 遺族補償年金前払一時金
	<p>— 死亡による慰謝料 — 死亡により精神的苦痛(本人及び遺族)を受けたことに対する賠償</p>	
	<p>— 葬 儀 費 — 葬儀に要した費用</p>	≡ 葬 祭 補 償
そ の 他	<p>— 物 的 損 害 — 自動車の修理費、衣服の補修費等</p>	

(2) 損害賠償と災害補償との調整関係

(1)のとおり、両者の内容は似かよったところがあります。そこで、これを調整するため、法第59条で次のように定められており、**同内容（(1)の図の≒）損害賠償と災害補償は、一方が支給されれば他方は支給されない**こととなります。

ア 損害賠償が支払われると、その限度で基金は災害補償を免れる（**免責**といいます。）

イ 災害補償が行われると、その限度で加害者に対する損害賠償請求権が被災職員から基金に移転する。

基金が免責される補償の範囲は

補償の受給権者が第三者から受けた損害賠償額のうち、補償と同一事由（(1)の図で≒で示す部分）による損害に対する損害賠償の額の範囲内で、なおかつ、災害発生の日から起算して3年経過する日までに支給すべき補償の額を限度としています。

ただし、基金が支給する福祉事業については、損害賠償との調整は行いません。

(3) 損害賠償と災害補償の相違

両者の決定的な違いは、災害補償には慰謝料がないことと、損害額（補償額）の査定方法等が異なることです。（(1)の図で≒のない部分）。

つまり、

ア 災害補償が身体的損害の填補だけを目的としているのに対し、損害賠償は精神的損害や物的損害も対象となります。

イ 災害補償における補償額が法令等に基づく算定方法により算出されるのに対し、損害賠償は現実に被った損害の全てを対象として損害額が査定され、かつ、被害者に過失があれば、その度合いに応じて賠償額が相殺（**過失相殺**といいます。）されます。

ウ 損害賠償では故意、過失、権利侵害等の要件が必要であるほか、時効期間等が異なります。

過失相殺について

交通事故の場合、その原因が一方的に加害者側にあるとされるのは極めて稀なことであり、被害者側（職員側）にも何割かの過失があったものと認められる場合が普通です。

過失相殺とは、被害者側の過失を斟酌したうえで、請求できる損害額を決定することでありその基礎となる過失割合については、判例などの積重ねにより、おおよその基準が定型化されています。

5 求 償（加害者への支払請求）

補償先行により、基金が補償を実施すると、基金は被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し、それに基づき、損害賠償義務者に対して支払いの請求を行うこととなります。このことを求償とといいます。

留 意 事 項

求償は、基金が損害賠償義務者に対して、直接行うこととなりますが、それに先立って損害額を確定したり、損害賠償義務者の収入や資産状況を把握する必要があります。

そのため、**任命権者や所属長は次のことに留意しておいてください。**

- ア 被災職員の療養状況や勤務状況を把握し、**治ゆ**していれば、損害額を確定するのに必要ですので、**治ゆ報告書**を提出するよう指導してください。
- イ 損害賠償義務者が示談交渉に応じなかったり、求償に応じる資力の有無が不明な場合には、折衝や収入及び資産の調査などをお願いすることとなります。

6 同僚加害の場合の取扱い

同僚職員の職務行為が原因で災害が発生した場合は、第三者加害行為事案として取り扱い、原則として、基金が補償先行しますが、同僚職員に対する求償は行いません。

交通事故の場合の取扱い

同僚職員又は使用者が保有する加害自動車に加入している自賠責から損害賠償を受けること（＝賠償先行）が原則です。

もちろん、**基金が補償先行すれば、自賠責に対しては求償することとなります。**

7 示 談

示談とは、当該事故に関する法律上の和解にあたり、一般的には損害賠償や慰謝料等の金額や支払方法について、当事者間の話し合いにより解決することをいいます。裁判等によって損害賠償を請求すると、手続きが面倒であったり、解決までに長期間を要することがあるため、示談によって解決するのが一般的です。

なお、所属長は積極的に被災職員を指導するとともに、場合によっては示談の立会人になることも考えられます。

そこで、示談を行おうとする場合の重要なポイントは次のとおりです。

(1) 交渉相手を選ぶ

誰が損害賠償責任を負うかを確認します。

「**3 第三者加害行為事案とは** [83 ページ](#)」で述べたとおり、直接の加害者以外にも損害賠償義務者がいる場合があるので、これらの者の収入・資産状況を調べ、支払能力のある者を選び話しを進める必要があります。

— 代理人との交渉 —

代理権のない者との示談や代理権の範囲を超えた示談は効力がなく、示談内容の履行を拒否されます。代理人と交渉する場合には、代理権の有無やその範囲を委任状で必ず確認することが大切です。

また、いわゆる示談屋との交渉は避けることが賢明です。

(2) 請求額の根拠を明確にする。

互いに譲り合うことが示談の精神です。相手方の納得を得やすくし、交渉をスムーズに進めるために必要なことは次のとおりです。

- ① 領収書等の客観的な資料をできる限り用意し、請求の根拠を明確にすることによって、請求金額を算出しておくこと。
- ② 妥当と思えないような法外な請求をしないこと。
- ③ 判例等の法的な根拠を明確にして請求すること。

(3) 示談の時期を選ぶ

できるだけ迅速な示談解決が望ましいと考えられますが、損害の程度について十分な見通しが立っていない時期の示談は、その後の出費を請求できなくなるなど、被害者が不利になりがちです。

そのため傷病が治ゆ（症状固定）し、損害額を確定させてから示談を行うのが最も適切です。

(4) 後遺症や再発による損害も負担させる

災害と相当因果関係のある損害は、すべて相手方が賠償する責任があります。

したがって、後遺症や再発についても、その範囲内で賠償してもらえるようにしておくことが必要です。

(5) 基金の求償権を害するような示談をしない

「治療費は基金が支払うので、加害者には請求しない。」というような示談内容は、基金の損害賠償請求権の行使を不当に妨害するものですから、**絶対にしないでください。**

— 賠償金の内訳を明確に —

損害賠償と災害補償は「4 加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係」84 ページで述べたとおり、内容が異なります。基金が迅速に補償を実施し、求償・免責事務をスムーズに行えるよう、賠償金の内訳（治療費、傷害の慰謝料、後遺障害の逸失利益及び慰謝料など）を明確にすることが重要です。

(6) 必ず示談書を作成する

口約束による示談も無効ではありませんが、トラブルのもとになります。そこで、示談内容を書面化して明確にすることが必要です。

なお基金が補償先行している場合には、示談書の案文の写しを必ず基金に提供し、**基金の承認を受けた後、正式示談を締結するようにしてください。**

示談書に必ず明記する内容

最も重要な示談金額はむろんのこと、次の事項も必ず明記してください。

- ① 当事者名 ② 事故の日時、場所 ③ 事故の状況 ④ 示談の内容（賠償金の内訳を明確にすること） ⑤ 賠償金の支払方法及び時期 ⑥ 後遺症・再発の取扱い ⑦ 基金の補償先行がある場合の取扱い ⑧ 作成年月日

※交通事故の場合は、加害車両等の登録番号を明記することも必要です。

(7) 示談後は、速やかに基金に示談書を提出する

示談書例を次に示しますが、示談書には特に様式はありません。

示 談 書 (例)

事故当事者 被害者（甲）住所・氏名 ×××××
×× ××
加害者（乙）住所・氏名 ○○○○○
○○ ○○
使用者（丙）住所・氏名 △△△△△
△△ △△

1. 事故の日時 平成27年5月1日 午前10時30分頃
1. 事故の場所 ○○市○○町△△番地先路上
1. 車両の登録番号 甲の車両 ×× ×××
乙の車両 ○○ ○○○
1. 事故の概況 上記の日時、場所において、信号待ちのために停車していた甲の車両に、東進してきた乙の運転する車両が追突し甲が負傷したもの。

上記の交通事故による人身損害および車両損害については、当事者協議の結果、下記の条件をもって一切円満示談解決することを約しました。よって今後本件に関しては、如何なる事情が生じても、双方裁判上または裁判外において、一切意義、請求の申し立てをしないことを誓約します。

記

- (1) 乙および丙は、甲に対し既払分（休業補償費内払15万円）のほか金 175万円を支払う。ただし、このうち治療費については、乙および丙が直接病院に支払う。
内訳 治療費40万円、休業補償費10万円、慰謝料費30万円、障害補償費75万円（内逸失利益43万円、慰謝料32万円）、通院費1万円、諸雑費9万円、甲の車両修理費10万円
- (2) 乙の車両の修理費は乙および丙が負担する。
- (3) 甲にかかる治療費につき、(1)以外のものの請求が、地方公務員災害補償基金より、乙または丙に對しあったときは、乙および丙は無条件にこれに応ずる。
- (4) 将来甲の負傷が再発した場合、医師の診断により、明らかにこの事故によるものと認められるときは乙および丙において、一切責任をもつものとする。
- (5) その他不測の事態が生じた場合は協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

平成28年2月12日

被害者（甲）住所・氏名 ×××××
×× ×× 印
加害者（乙）住所・氏名 ○○○○○
○○ ○○ 印
使用者（丙）住所・氏名 △△△△△
△△ △△ 印